

平成30年12月11日

平成30年12月

能代市農業委員会委員会議

議事録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 30 年 12 月 11 日

午後 2 時

2. 場 所

能代市役所大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	佐藤 義光
局長補佐	佐藤 英夫
主査	工藤 徹也

<p>6. 案 件 議 案 番 号 4 9 5 0 5 1 5 2 報告事項1 報告事項2</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画について 競（公）売買受適格証明願について 農地法第4条第1項第2号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番高橋豊彦委員の1名です。 19名中18名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思 いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号11番大鐘正彦委員と議席番号12番佐々木博子委員の両名にお 願いします。 それでは、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありました ので、ご提案いたします。 所有権移転 6件、譲渡人6人、譲受人4人、申請土地の面積は田が8, 5 5 2㎡、畑が2, 5 9 7㎡、計11, 1 4 9㎡。 賃借権設定 7件、賃貸人7人、賃借人7人、申請土地の面積は田のみで8 5, 9 8 2㎡。</p>

使用貸借権設定 6件、貸人6人、借人6人、申請土地の面積は田が40,115㎡、畑が7,182㎡、計47,297㎡となっております。

2ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は腹鞆ノ沢51、地目は畑で、面積858㎡、価格は総額[REDACTED]移転事由は経営拡張です。

整理番号2 申請土地は腹鞆ノ沢52、地目は畑で、面積883㎡、価格は[REDACTED]移転事由は経営拡張です。

整理番号3 申請土地は腹鞆ノ沢53、地目は畑で、面積856㎡、価格は[REDACTED]移転事由は経営拡張です。

整理番号4 申請土地は腹鞆ノ沢62、地目は田で、面積908㎡ほか計2筆、970㎡、価格は[REDACTED]移転事由は経営拡張です。

整理番号5 申請土地は常盤字下本郷358、地目は田で、面積7,257㎡、価格は[REDACTED]移転事由は経営拡張です。

整理番号6 申請土地は槐字西田面114、地目は田で、面積325㎡、[REDACTED]移転事由は小作地の取得です。

山崎和博委員 今回の許可申請は、件数も多く、事前に議案配付していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 山崎和博委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事務局 以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。**

9ページをご覧ください。

所有権移転、件数1件、譲渡人1人、譲受人1人、現況地目は畑のみで、面積は53㎡、賃借権設定、件数1件、賃貸人1人、賃借人1人、現況地目は畑のみで、面積は2,516㎡になります。

10ページをご覧ください。

所有権移転、整理番号1、申請土地は、二ツ井町字上野50-1、現況地目は畑で、面積は53㎡、申請事由は合併浄化槽設置及び駐車場であり、都市計画区域内の第一種住居地域であるため、第3種農地となっています。

場所は、11ページをご覧ください。

申請土地は、旧二ツ井町小学校跡地から東側に約60mの位置になります。周囲の状況は、北側は農地ですが、東側と西側、南側は住宅地であり、住宅化が進行している都市計画区域内の第一種住居地域であるため、第3種農地と判断しています。

事業内容は、12ページをご覧ください。

申請人は、会社役員ですが、今回の申請地の南側の隣接地にある住宅を相続しましたが、住宅改修を行い居住したいため、今回の申請地を購入して、合併浄化槽1基を設置し、駐車場2台分を設けたいという申請になっております。

事業費は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除は、境界はしっかりしており、隣地とほぼ同じ高さのため、盛土、切土等を行う必要はなく、資材等の崩れは生じないことと、汚水・生活雑排水等は、合併浄化槽を設置して市管理の側溝に流入する予定であり、近隣の住宅等に被害が及ばないように計画されています。

10ページにお戻りください。

賃借権設定、整理番号2、申請土地は、浅内字砂山4-12、現況地目は畑1筆、面積は、17,590㎡のうち2,516㎡、申請事由は、砂採取を行うため1年間の一時転用であり、農用地区域内農地になっております。

場所は、13ページをご覧ください。

申請土地は、能代市と三種町との境の所で国道7号線のローソン能代浅内店より西側へ約1,700m、黒岡部落より南西側に約1,500mの所です。周囲の状況は、北側が林地で砂採取予定地、東側は砂採取跡地、南側は譲渡人の農地、西側は山林となっております。

事業内容は、14ページをご覧ください。

申請人は、長年砂採取を続けてきた場所であり、今回は賃貸人の北側の農地から採取する申請になっていますが、砂採取後は、現在の農地と同じ高さに復元し、整地して畑として利用する計画になっております。

事業費は、全額自己資金であり、残高証明書を添付しております。

被害防除については、採取地の土砂等が、隣接する農地に崩れないよう十分な距離をとるなど、農地に被害が及ばない計画になっております。

その他、関係法令の許可等の状況ですが、林地開発許可及び道路使用許可等は、許可期限を過ぎているものではなく、問題ないものと思われれます。

また、砂採取の一時転用の申請は、県の砂採取と同時許可になるため、県の担当者と連絡調整を図りながら、手続きを進めて参りたいと考えております。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(茂呂委員 退席)

議 長 整理番号7番について何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

(茂呂委員 着席)

議 長 茂呂委員にご報告いたします。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

続いて整理番号8番を先議します。

2番安井鐘美委員は、暫時ご退席願います。

(安井委員 退席)

議 長 整理番号8番について何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

(安井委員 着席)

議 長 安井委員にご報告いたします。本案件は原案のとおり承認されましたのでお知らせします。

他の案件について、質疑を行います。何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。
次に、**議案第52号 競(公) 売買受適格証明願**についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第52号 競(公) 売買受適格証明願の提出がありましたので、ご提案いたします。

はじめにこの議案が初めての委員さんもいらっしゃいますので、簡単に競(公) 売買受適格証明についてご説明させていただきます。

裁判所等で農地の競(公) 売には誰でも参加できるわけではなく、農地法第3条における譲受人の要件を満たす者のみとなります。

したがって、農地の競(公) 売への参加希望者は農業委員会に買受適格証明願を提出し、その者が要件を満たす適格者かどうかの審議を経て、買受適格証明の交付を受ける必要があります。

競(公) 売買受適格証明 1件、申請人1人、申請土地の面積は田のみで5,549㎡、となっております。

20ページをご覧ください。

買受適格証明願 整理番号1 申請土地は扇田字東扇田1、地目は田で、面積353㎡ほか計7筆、5,549㎡、最低売却価格は[REDACTED]能代市の公売です。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため適格者であると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。
次に、**報告事項1 農地法第4条第1項第2号の規定による届出**についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長

報告事項でありますのでご了承願います。
次に、**報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知**についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

議長 ・今後の行事予定について
・農業委員等の綱紀肅正について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時35分

議長

議事録署名委員

11 番

12 番